

特定非営利活動法人日本歯科保存学会 認定歯科衛生士専門審査制度施行細則

(趣 旨)

第1条 特定非営利活動法人日本歯科保存学会（以下「本会」という）認定歯科衛生士（以下「認定歯科衛生士」という）専門審査制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

(認定単位)

第2条 規則第8条に基づく認定歯科衛生士の専門審査申請のための認定研修は、研修単位で表し、次に定める各号により算定するものとする。専門審査申請のために必要な研修単位は23単位とする。

1) 細則第2条に該当する施設でのう蝕予防管理に関する歯科医療・保健指導に関する経歴

9単位以上

(1) 臨床経験

1年につき 3単位

2) 本会が主催する学術大会または研修会等への出席

14単位以上を必要とする。なお、各研修単位は、日時、時間にかかわらず1回あたりのものとする。

(1) 本会学術大会

5単位

(2) 認定歯科衛生士審査委員会（以下「認定審査委員会」という）が

認めた歯科衛生士研修会またはシンポジウム

4単位

(申請書類)

第3条 規則第6条を満たし、専門審査の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を、認定審査委員会に提出しなければならない。

1) 専門審査申請書（様式1）

2) 履歴書（様式2）

3) 本会会員歴証明書（様式3）

4) 研修証明書（実務経験証明書）（様式7）

5) う蝕予防管理に関する症例報告書（様式5）

6) 本会学術大会または研修会等出席記録（様式4、4-1）

7) 日本国歯科衛生士免許証（写し）

(専門審査)

第4条 規則第9条に定める審査料は10,000円とする。

第5条 規則第10条に基づく試験は、う蝕予防管理に関する歯科医療・保健指導に関する筆記試験および症例報告の書面審議によるものとする。

(その他)

第6条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、令和2年7月3日に制定し、施行する。

(趣 旨)

第1条 特定非営利活動法人日本歯科保存学会（以下「本会」という）認定歯科衛生士専門審査制度は、本会認定歯科衛生士専門審査制度規則（以下「規則」という）に基づき運営するが、規則の承認後、2年の施行細則暫定期間を設けることとする。

(認定歯科衛生士審査委員会)

第2条 認定歯科衛生士審査委員会（以下「認定審査委員会」という）は、委員長1名を含む定員10名の委員をもって構成される。

- 2 委員長ならびに委員は、本会指導医とする。
- 3 委員の任期は2年とする。
- 4 委員長は理事長が指名し、委員は委員長が推薦する。

第3条 認定審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 認定審査委員会の議事は、委員長を除く出席者数の過半数をもって決し、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

(認定単位)

第4条 規則第8条に基づく認定歯科衛生士の専門審査申請のための認定研修は、研修単位で表し、次に定める各号により算定するものとする。専門審査申請のために必要な研修単位は13単位とする。

- 1) 細則第2条に該当する施設でのう蝕予防管理に関する歯科医療・保健指導に関する経歴9単位以上を必要とする。

(1) 臨床経験 1年につき 3単位

- 2) 本会が主催する学術大会または研修会等への出席

4単位以上を必要とする。なお、各研修単位は、日時、時間にかかわらず1回あたりのものとする。

(1) 本会学術大会 5単位

(2) 認定歯科衛生士審査委員会（以下「認定審査委員会」という）が認めた歯科衛生士研修会またはシンポジウム 4単位

(申請書類)

第5条 規則第6条を満たし、専門審査の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を、認定審査委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門審査申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 本会正会員歴証明書（様式3）
- 4) 研修証明書（実務経験証明書）（様式7）
- 5) 本会学術大会または研修会等出席記録（様式4, 4-1）
- 6) 日本国歯科衛生士免許証（写し）

(専門審査)

第6条 規則第9条に定める審査料は10,000円とする。

第7条 規則第10条に基づく試験は、う蝕予防管理に関する歯科医療・保健指導に関する筆記試験と必要に応じ口頭試問（面接）によるものとする。

（その他）

第8条 この暫定制度の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、令和2年7月3日に制定し、施行する。